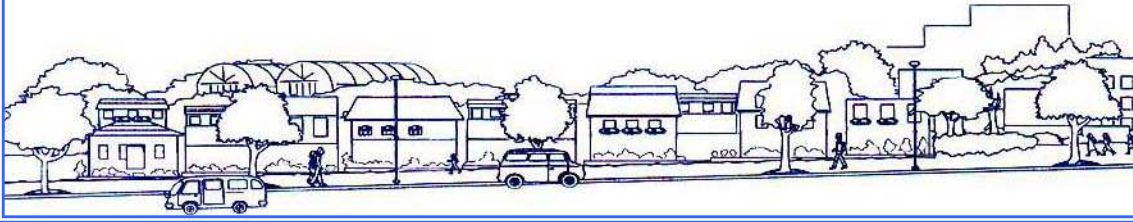


## 江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.52

2016/3/1  
江戸川区土木部  
区画整理課連絡先：沿川整備係  
TEL 5664-2616

## 土地区画整理事業が認可されました

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、まちづくりニュース No.51 でお知らせしましたとおり、東京都知事に上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の認可申請を行い、2月26日付けで認可を取得しました。

事業計画決定の公告は3月中旬を予定しており、公告日をもって法的に事業が開始されます。

今後皆さまに安心して事業にご協力いただけるよう、地域の皆さまとお話を重ねながら親身になり丁寧に誠心誠意をこめて対応してまいりますので、どんなに小さなことでもお気軽にご相談ください。

## ～権利者の方を対象に事業計画決定後の流れについてご説明します～

事業が開始されることで、皆さまには、申告等の手続きをしていただく場合があります。

そこで、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の権利者の方を対象に、事業内容について説明をさせていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

## 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業説明会概要

- 日時 平成28年3月8日(火)午後7時から(1時間程度)
- 会場 篠崎地区まちづくり事務所(北篠崎2-26-7)
- 内容 事業計画決定後の流れについて  
土地・建物の申告について  
建築行為等の制限について 等



権利者の方が「今後行う申告等の手続き」についての説明となるため、説明会の対象者は、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の施行地区内(上篠崎一丁目24番、23番、22番、21番の一部、9番、6番の一部)に土地を所有している方のみとさせていただきますので、ご了承ください。

当日は、事前に配布しました『権利申告のしおり』をお持ちください。



# ～ 第 4 回上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会～

日 時：平成 28 年 3 月 26 日（土）午前中

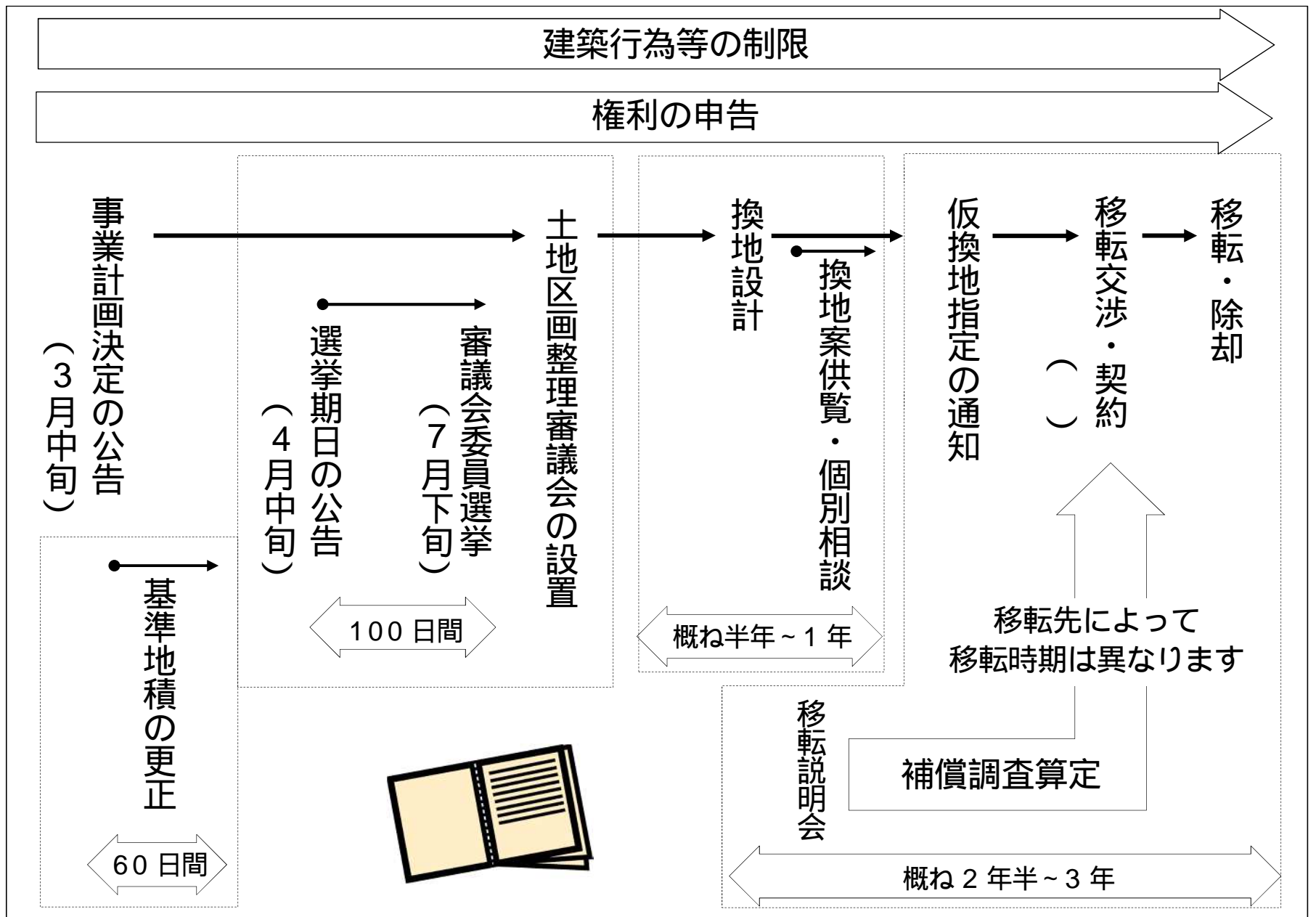
内 容：先行事例地区現場見学会

参加者：まちづくり準備会の委員（11 名） まちづくりニュース No.49 参照

上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の施行地区内に土地を所有している方  
見学会につき傍聴はありません。

見学会の詳細は、別途チラシによりお知らせします。

## 事業計画決定後のスケジュール



期限を定めて移転・除却していただきます。なお、移転・除却に向けて補償金の調査・算定と補償契約の締結を行います。アパート等に住まわれている方（借家人）に対しても補償をさせていただきます。

### < 連絡・問い合わせ先 >

区画整理課 沿川整備係

篠崎地区まちづくり事務所

5664 - 2616

お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

